

十日町市 克雪すまいづくり支援事業 Q & A

十日町市 都市計画課 建築住宅係

1. 全般に係る事項

【申請者】

Q. 私は高齢者で所得がなく、克雪化工事を別居の息子にしてもらおうと考えています。別居している息子が補助金の申請をすることはできますか。

A. 補助金の「申請者」は、「克雪化工事を行う住宅に住んでいる人（住民登録をしている人）」または、「克雪化工事完了後に、補助対象の住宅に住む予定の人」に限ります。

なお、「克雪化工事完了後に、補助対象の住宅に住む予定の人」の場合は、指定された書類の他に、以下の書類を提出してください。

	提出書類
「実績報告書」 提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の「住民票」 (当該住宅に異動したことを確認するため) ※この場合、「実績報告書」の申請者住所は、異動後の新たな住所を記載

【市外からの転入】

Q. 現在は市外に住んでいますが、市内に克雪住宅を建設して住みたいと考えています。この場合は補助対象となりますか。

A. 市外からの転入により住宅の克雪化を行う場合も、補助対象となります。

この場合、指定された書類の他に、以下の書類を提出してください。

	提出書類
「交付申請書」 提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に居住している市町村の「納税証明書」 (市税等の完納を確認するため)
「実績報告書」 提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の「住民票」 (当該住宅に異動したことを確認するため) ※この場合、「実績報告書」の申請者住所は、異動後の新たな住所を記載

【補助対象者（過去に補助を受けた同居親族等の申請）】

Q. 数年前に父が克雪住宅の補助制度を使って融雪式の屋根にしました。その後、父は亡くなり息子が家を継いでいますが、融雪装置を再度改修したい場合に、再度、補助金を申請することはできますか。

A. この補助制度は、克雪住宅を広く普及させることも目的の1つです。そのため、平成2年度以降に克雪の補助金を受けた本人または同居親族等が、再度、克雪住宅の改良を行う場合、補助金を申請することはできません。

具体的には、以下のとおりです。

前回と同一の申請者	新築、改良を問わず、また建設地を問わず、 <u>補助対象外</u>	
前回と異なる申請者 (同居親族等)	新築	建設地を問わず、補助対象
	既存住宅の 改良等	従前の設備の更新や追加であるため、 <u>補助対象外</u>

【既に克雪化された住宅の改良・克雪化】

Q. 現在住んでいる住宅は既に克雪化されていますが、再度改修し克雪化したいと考えています。この場合、補助金を申請することはできますか。

A. 平成2年度以降に市の克雪住宅関連の補助金を受けていない場合は、補助金を申請することができます。

<例>

- ・融雪式 → 落雪式
- ・融雪式 → 融雪式（従前の設備を全体改修するもの）

【二世帯住宅】

Q. 二世帯住宅の建設を計画しているのですが、申請はどのようにすればいいですか。

A. 二世帯住宅であっても棟は1つであるため、棟全体を1戸として取扱うこととなります。住宅全体の代表者が申請してください。

また、過去に補助金を受けて克雪化された住宅を二世帯住宅に改良（増築を含む）したい場合は、過去に補助金が交付されたものであるため、補助対象外となります。

【補助対象となる併用住宅の定義】

Q. 補助対象となる併用住宅は、具体的にどのようなものですか。

A. 住居部分の床面積が、延床面積の2分の1以上であるものが補助対象となります。

【住宅に接続する車庫・倉庫等】

Q. 住宅の一部が車庫や倉庫になっているのですが、この部分も克雪化しないと補助対象と
ならないのですか。

A. 車庫や倉庫等の住宅ではない部分が、明確に区分できるものであれば、その車庫・倉庫
等の部分を克雪化しなくても、住宅は補助対象となります。

なお、車庫・倉庫等が別棟（付属屋）である場合は、明確に分離されているため、付属
屋は克雪化しなくても、住宅は補助対象となります。

【借家】

Q. 借家は補助対象となりますか。

A. 戸建ての賃貸住宅の克雪化工事を貸主^{かしぬし}が行う場合は補助対象外となります。

ただし、（自ら居住している）借主^{かりぬし}が行う場合は補助対象となります。

この場合は、貸主^{かしぬし}の同意が必要となります。「同意書」（任意様式）を交付申請時に提出
してください。

【補助事業の工事着手の定義】

Q. 工事着手前に「交付申請書」を提出することとなっていますが、工事着手とは具体的にどの時点のことですか。

A. 工事着手の定義は以下のとおりです。

(この工事の着手前に申請してください)

融雪式	新・増築	基礎より上部構造の工事
	改良	屋根融雪装置の設備工事（仮設工事等を含む）
耐雪式	新・増築	根切り工事（地盤改良を含む）
落雪式	新・増築	基礎より上部構造の工事
	改良	屋根構造の工事 （既存屋根の解体を伴う場合は、解体工事）
高床落雪式	新・増築	根切り工事（地盤改良を含む）
	改良	高床基礎工事または屋根構造の工事 （既存基礎または既存屋根の解体を伴う場合は、解体工事）

【複数の克雪方式の併用】

Q. 融雪式と落雪式の併用の屋根にしたいのですが、どのように申請すればいいですか。

A. 住宅全体が克雪化される（既に克雪化された部分を含む）ものであれば補助の対象となります。なお、「融雪式・融耐雪式」と「耐雪式・落雪式・高床落雪式」とでは補助上限額が異なりますので、克雪化工事面積の過半を占める克雪方式の補助上限額となります。

また、補助額算出にあたっては、各々の克雪方式の補助対象工事費に補助率を乗じて得た額を、合算した額となります。

【補助対象工事費における「諸経費」「値引き」】

Q. 「諸経費」や「値引き」は補助対象工事費に含まれますか。

A. 「諸経費」や「値引き」も補助対象工事費に含めることができます。

「全体の直接工事費」に対する「補助対象となる直接工事費」の割合で「諸経費」または「値引き」を算出し計上してください。

$$\text{計算式} = \frac{\text{補助対象となる直接工事費}}{\text{全体の直接工事費}} \times \text{全体諸経費（▲全体値引き）}$$

【補助金の変更交付申請】

Q. 補助金交付申請書を提出し、克雪化の工事中に補助対象工事費が変更となり、補助金額に変更が生じました。どのような手続きをすればいいですか。

A. <増額の場合> 申請受付期間中の変更であれば、変更交付申請の受付が可能です。
申請受付期間終了後の変更交付申請はできません。

<減額の場合> 変更が生じたら、速やかに変更交付申請の手続きをしてください。

2. 克雪化方式に係る事項

【融雪式】

【太陽光発電と一体となった融雪装置の補助対象額】

Q. 太陽光発電と一体の融雪設備を設置したいと考えていますが、補助対象になりますか。

A. 太陽光発電装置は補助対象外ですが、融雪装置は補助対象となります。

そのため、融雪装置に係る工事費用（補助対象経費）を明確に算出できる場合に限り、補助対象とすることができます。

【耐雪式】

【雪庇防止対策の特例】

Q. 耐雪式住宅は雪庇防止対策が補助要件になっていますが、屋根全周の雪庇防止対策が必要ですか。

A. 原則、安全確保の観点から、屋根全周に雪庇防止対策を実施することを補助要件としています。

ただし、以下の条件をすべて満たす部分については、雪庇の落下に伴う事故の危険性が極めて低いため、その部分は雪庇防止対策をしなくても補助対象とします。

- ・ 庇の先端から隣地境界線または道路境界線までの水平距離が概ね 2.5m以上連続して確保されている。
- ・ 冬期間、住宅への出入りや通行の用に利用しない敷地部分である。

【平屋部分の雪庇防止対策の特例】

Q. 耐雪式住宅の一部が平屋ですが、地上から雪庇を落とすことが可能なので雪庇防止対策をしなくてもいいですか。

A. 平屋部分は地上から雪庇を取り除くことが容易なため、庇の先端から隣地境界線または道路境界線まで概ね 1.5m以上連続して確保されている場合に限り、雪庇防止対策をしなくても補助対象とします。

【ベランダ部分の雪庇防止対策】

Q. ベランダ部分にも雪庇防止対策をする必要がありますか。

A. ベランダ部分の手すりが雪庇防止と同等の機能を有する場合は、雪庇防止対策をしなくても補助対象とします。(手すり高さ 2.0m未満でも可)

【既存の耐雪式住宅への雪庇防止対策】

Q. 現在住んでいる耐雪式住宅に雪庇防止対策をしたいのですが、補助対象になりますか。

A. 雪庇防止対策は補助対象工事ではなく補助要件の1つなので、補助対象になりません。

【落雪式、高床落雪式】

【落雪式屋根や高床基礎の「工事費の差額」の算定方法】

Q. 落雪式住宅の「工事費の差額」の算出方法を教えてください。

A. 新築・改良の場合で算出方法が異なります。算出方法は以下のとおりです。

＜新築する場合＞

高床基礎の差額	「補助対象経費算出書（別紙）」にて算出した額
屋根構造の差額	
屋根葺材の差額	

＜既存住宅を改良する場合＞

高床基礎の差額	見積書のうち、克雪化に必要となる工事費
屋根構造の差額	
屋根葺材の差額	「補助対象経費算出書（別紙）」にて算出した額

【高床基礎の「高さ」と「工事費の差額」の定義】

Q. 高床基礎の「高さ」の条件と「工事費の差額」の考え方を教えてください。

A. 高床基礎の「高さ」は、GL から高床基礎の天端までの高さが 1.5m 以上であることが条件です。

なお、高床基礎の「工事費の差額」は、基礎高さが GL+0.5m の場合と GL+1.5m の場合の直接工事費の差額と定義して計算します。

【高床部分が木造の場合】

Q. 高床部分が木造の場合でも、高床基礎になりますか。

A. 高床基礎ではないため、補助対象として取り扱うことはできません。

【高床部分の居室等】

Q. 高床部分に居室を計画していますが、居室のない部分のみを高床基礎として取り扱っていいですか。

A. 高床部分に居室がある場合は、基礎と解釈できないため、高床部分を補助対象として取り扱うことができません。

ただし、玄関、廊下、階段、便所、物置、車庫のみが高床部分にある場合は、全体を高床基礎として取り扱うことができます。

【屋根形状の区分】

Q. 屋根構造の「工事費の差額」で、屋根形状の区分に「切妻屋根」「片流れ屋根」「その他の形状の屋根」とありますが、どのように判断すればいいのですか。

A. 屋根構造の「工事費の差額」を算定する際の、屋根形状の区分は、以下のとおりです。

区 分	内 容
切妻屋根	屋根面の両側に均等、もしくは、6割程度までが片側に流れるもの
片流れ屋根	屋根面の9割程度以上が片側に流れるもの
その他の形状の屋根	切妻屋根、片流れ屋根に該当しない全てのもの

【落雪式への改良工事】

Q. 落雪式に改良したいのですが、どのようなものが補助対象になりますか。

A. 次の条件をすべて満たすものを補助対象とします。

- ・ 既存の屋根勾配が4寸未満のものを4寸以上に改良する、または、既に屋根勾配が4寸以上あること (※1)
- ・ 屋根葺材の材質を、カラー鉄板やガルバリウム鋼板以外の滑落性のある材質 (フッ素樹脂鋼板、ステンレス鋼板など) で葺くこと (※2)
- ・ 落下する雪が自己所有地内で処理できる (離隔距離が確保されている) こと

(※1) 補助対象経費 : 屋根構造の「工事費の差額」

(※2) 補助対象経費 : 屋根葺材の「工事費の差額」

(※1・※2) 補助対象経費 : 上記のそれぞれに必要な、解体工事・仮設工事・諸経費 等

【屋根勾配の変更を伴わない落雪式屋根への改良】

Q. 既に屋根勾配が4寸勾配以上ある手掘り式屋根を落雪式に改良したいのですが、どのようなものが補助対象になりますか。

A. 既に屋根勾配が4寸以上あり、改良するにあたって屋根勾配を改修する必要のない住宅については、以下のとおりとします。

改良前	落雪式への改良方法	補助対象の可否
・手掘り式 ・融雪式・落雪式・ 高床落雪式で、 過去に市の克雪住宅関連補助を受けていないもの	・滑落性のある屋根材 (フッ素樹脂鋼板、ステンレス鋼板等) への 葺き替え (※)	補助対象
	・屋根の塗装 ・雪止めアングルの撤去	補助対象外

(※) 補助対象経費 : 屋根葺材の「工事費の差額」と、
 屋根葺材の葺き替えに必要な、解体工事・仮設工事・諸経費等
 (補足) 落下する雪が自己所有地内で処理できる(離隔距離が確保されている)ことが前提条件

【落雪式の堆雪離隔距離の確保 (1)】

Q. 落雪式の場合の堆雪離隔距離が自己所有地で確保できないため、隣接する土地の所有者の同意をもらって雪を隣地へ落とさせてもらう計画ですが、この場合でも補助対象となりますか。

A. 原則、自己所有地内で堆雪離隔距離を確保することを要件としています。

ただし、雪を落とすことについて、隣接する土地の所有者の同意がある場合は、補助対象となります。交付申請時に「同意書」を提出してください。

【落雪式の堆雪離隔距離の確保 (2)】

Q. 落雪式で、自己所有地内の地上に消雪パイプや融雪池を計画しています。この場合の堆雪離隔距離を基準よりも狭くすることはできますか。

A. 原則、自己所有地内で堆雪離隔距離を確保することを要件としています。

地上に消雪パイプや融雪池などの融雪装置を設置して自己所有地内で処理する場合であっても、規定する堆雪離隔距離を確保してください。

(将来、設備が機能しなくなった場合でも、隣地や道路の安全性を確保するため)

3. 要援護世帯に係る事項

【要援護世帯を証明する書類】

Q. 要援護世帯の証明に必要な書類を教えてください。

A. 要援護世帯を証明する書類は、以下のとおりです。

- ・ 世帯全員の住民票
- ・ 障がい者世帯（世帯主が障がい者）の場合 : 障がい者手帳の写し
- ・ ひとり親世帯の場合 : 戸籍の全部事項証明書

【要援護世帯の該当の変更】

Q. 交付申請書の提出時は、要援護世帯ではありませんでしたが、工事着手後に、要援護世帯となりました。どのような手続きをすればいいですか。

A. 申請受付期間中の変更であれば、変更交付申請（増額）の受付が可能です。
申請受付期間終了後の変更交付申請はできません。